

教えて、あさっぴー & ゆっきりん！ パブリックコメントって何？



Q1. 「パブリックコメント」って、いったい何のことなの？

A1. もともとは、国の機関（行政）が政令や省令を決めるときに、あらかじめその案を公表して、国民（市民）から意見や情報を募集する手続きのことだよ。略して「パブコメ」って呼ばれたりもするよ。



旭川市では「意見提出手続」という名前で行っているよ。「旭川市市民参加推進条例」で定められた制度で、平成15年4月から本格的にスタートしたんだって。



Q2. どうしてパブリックコメントってするの？

A2. 計画や条例などの案は、どうしても行政や委員会などの「特定の立場の人」によって作られることが多くなるから、その人たちとは違う視点（市民）からの意見をもらうことで、「偏りを補正」するねらいがあるの。



それから、市民からの意見に対して市の考え方を説明することで、「市が行う施策がどんなものなのか分かるようにする（透明性の確保）」というねらいもあるんだ。



Q3. どんなことが意見提出手続（以下「パブコメ」）の対象になるの？

A3. 市の基本的な方向性を示す計画や条例、みんなの生活に大きな影響がある制度などを対象にしているよ。



反対に、限られた区域や特定の市民を対象としているものや、市民に直接の影響がない市役所内部の決めごとなどは対象とはしないよ。



Q4. パブコメを実施しているのかどうかは、どこでわかるの？

A4. 意見を募集するときは、必ず市の広報誌やホームページで事前にお知らせしているよ。意見を募集する案や関係資料は、市のホームページで見られるし、総合庁舎1階にある市政情報コーナーや各支所・公民館などにも置いてあるよ。



Q5. 私も意見を提出できるの？

A5. もちろん！旭川市に住んでいる人や、市内にある職場や学校に通っている人など、旭川市に関係ある人は誰でも意見を提出できるの。





Q 6. 意見はどうやって提出するの？

A6. ホームページなどで公開された計画や条例などの案を見て、思ったことや考えたことを、簡条書きや文章にまとめて市の担当課に出せばいいんだよ。

書いた意見は、担当課に持参したり、郵送、FAX、電子メールで送るほか、各支所や公民館に設置してある「意見提出箱」に投函してもいいし、市のホームページにあるwebフォームを利用して提出することもできるよ。



Q 7. 意見の具体的な書き方が分かるといいな。

A7. じゃあ、意見の書き方の例を紹介するね。

1. ●ページ「〇〇」の項目に、「▲▲」を加えてはどうだろうか。
2. ●ページ「□□」については、「△△」という情報もあるので取り入れてみては。
3. ●ページ「□□」については基本的には賛成だ。●●部門こそ市が力を入れるべき基本的役目だと思う。
4. 〇〇については表現が抽象的で、具体的に何をどうするのか不明確である。
5. 〇〇量の変化についてはグラフで表現した方が、より具体的に実感できる。

とかね。



Q 8. 私も意見を送れば、取り扱ってもらえるの？

A8. 寄せられた意見については、担当課が必ず全部にきちんと目を通しているし、それぞれの意見に対する市の考え方も、ホームページで公表してるよ。

ただ、募集の趣旨と直接関係のない意見や匿名意見、賛否のみの意見は、原則パブコメの意見として取り扱われないので注意してね。



Q 9. なるほど。パブコメは、私たちが気軽に市政に参加できる制度ってことなのね。でも、本当に私の意見が反映されるのかな？

A9. 必ずしも全ての意見が反映されるわけではないけれど、市民の目線から指摘してもらうことで、市役所だけでは気付かなかったことに気付くこともあるみたい。それにパブコメは多数決を取るものではないから、それぞれの意見を聞いて様々な角度から検討できて、どんどんよい案になることが期待できるしね。

もし自分の意見が案に直接反映されなかったとしても、市の様々な取組の中で、みんなの色々な意見や提案が、少しずつ生かされていたりもするんだよ。



旭川市では意見提出手続（パブリックコメント）制度を活用し
市民の皆さまとよりよいまちづくりを進めていこうと考えています。
是非皆さまのご意見をお寄せ下さい。